

## 西宮市企業立地促進制度のご案内

市内で工場などの新設、増設・建替の計画があれば、ご相談ください

# 奨励金制度が活用できます！

西宮市では、市内企業の事業拡大や新規企業の立地促進を図り、本市産業の活性化を目指すために、企業立地奨励制度を平成 25 年 4 月より実施しています。

本制度は、市内企業が工場などの増設・建替・市内間移転を行う場合や市外企業が市内に新規工場などの立地を行う場合に、一定の要件を満たせば、奨励金を交付するものです。

また、平成 28 年 4 月からは本社機能を伴う移転等について、奨励金を拡充しています。

### ■ 奨励制度の概要

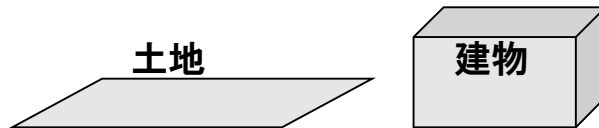
対象地域	・市内の工業地域・準工業地域 ・その他市長が適当であると認める地域
対象業種	・製造業 ・学術・開発研究機関 (注：日本標準産業分類による)
対象事業所	事業者がその事業のために直接使用する施設
対象事業	事業者が新たに市内に事業所を設置し、又は既存の事業所を拡張する事業 (新設・増設・建替・市内間移転)
要件	・新設・増設・建替・市内間移転 (裏面「奨励措置の対象となる立地イメージ」参照) ※対象事業所の床面積が 500 m <sup>2</sup> 以上であること ※増設の場合は、床面積が 500 m <sup>2</sup> 以上増加すること ・事業投資額 (土地・建物・償却資産の取得合計額) ※大企業：3 億円以上、中小企業：5,000 万円以上 (注：土地及び償却資産のみを取得する場合、及び賃貸の場合は対象外) ・対象事業所の従業員規模 ※新設・増設・建替等を行う事業所の常勤従業員について、大企業は 50 人以上で、中小企業は 10 人以上であること 注) 中小企業の定義：資本金 3 億円以下、又は常勤従業員 300 人以下
奨励措置	事業投資額に係る <b>固定資産税・都市計画税の 2 分の 1 相当額を 3 年間助成します</b> <b>また、本社機能を伴う移転等の場合は固定資産税・都市計画税の 3 分の 2 相当額を 3 年間助成します</b> ※ 奨励金は課税年度の翌年度に交付します ※ 奨励金限度額は、1 事業者あたり各年度 5,000 万円 (本社機能を伴う場合は各年度 7,000 万円)
条例の運用期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

【西宮市企業立地促進制度】

奨励措置の対象となる立地イメージ

◇新設・市内間移転の場合

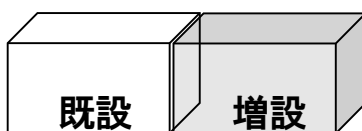
【土地、建物、及び、新規購入の償却資産が対象】



※延床面積 500 m<sup>2</sup>以上

◇増設の場合

【増設部分の建物、及び、新規購入の償却資産が対象】

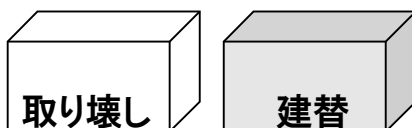


※増設部分の延床面積 500 m<sup>2</sup>以上

※増設時に土地を購入した場合は、土地も対象

◇建替の場合

【建替え後の建物、及び、新規購入の償却資産が対象】



※建替部分の延床面積 500 m<sup>2</sup>以上

※注：操業を開始する前に指定事業者として指定を受ける必要があります

《申請にあたっては事前にご相談ください》

【お問合せ】西宮市 産業文化局 産業部 商工課

☎0798-35-3169 e-mail : shoukou@nishi.or.jp